

議案第 6 1 号

山陽小野田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

山陽小野田市立学校施設使用料条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

学校施設	区分	学校の名称	使用料の額 （1 時間当たり）
屋内運動場	全面	山陽小野田市立有帆小学校 山陽小野田市立高千帆小学校 山陽小野田市立高泊小学校 山陽小野田市立小野田小学校 山陽小野田市立須恵小学校 山陽小野田市立赤崎小学校 山陽小野田市立本山小学校 山陽小野田市立厚狭小学校 山陽小野田市立出合小学校 山陽小野田市立高千帆中学校 山陽小野田市立小野田中学校 山陽小野田市立竜王中学校	2 2 0 円

		山陽小野田市立厚狭中学校 山陽小野田市立厚陽小中一貫校 山陽小野田市立埴生小中一貫校	
	片面	山陽小野田市立高千帆中学校 山陽小野田市立小野田中学校 山陽小野田市立竜王中学校 山陽小野田市立厚狭中学校 山陽小野田市立埴生小中一貫校	1 1 0 円
サブアリーナ	全面	山陽小野田市立高千帆中学校 山陽小野田市立小野田中学校 山陽小野田市立竜王中学校	2 2 0 円
武道場	全面	山陽小野田市立厚陽小中一貫校	1 1 0 円
剣道場	全面	山陽小野田市立厚狭中学校	1 1 0 円
格技場	全面	山陽小野田市立埴生小中一貫校	1 1 0 円

備考 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市立学校施設使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

山陽小野田市立学校施設使用料条例新旧対照表

改正後				改正前				
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）				
学校施設	区分	学校の名称	使用料の額 （1 時間当 たり）	(単位：円)				
屋内運動場	全面	山陽小野田市立有帆小学校	2 2 0 円	時間区分 利用区分	午前 9 時か ら正午まで	正午から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 1 0 時ま で	時間区分 帯以外 （1 時間 につき）
		山陽小野田市立高千帆小学校						
		山陽小野田市立高泊小学校		各学校屋内運 動場	6 6 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0	2 2 0
		山陽小野田市立小野田小学校						
		山陽小野田市立須恵小学校						
		山陽小野田市立赤崎小学校						
		山陽小野田市立本山小学校						
		山陽小野田市立厚狭小学校						
		山陽小野田市立出合小学校						
		山陽小野田市立高千帆中学校						
		山陽小野田市立小野田中学校						
		山陽小野田市立竜王中学校						
		山陽小野田市立厚狭中学校						
		山陽小野田市立埴生小中一貫校						
		山陽小野田市立厚陽小中一貫校						

	半面	<u>山陽小野田市立高千帆中学校</u> <u>山陽小野田市立小野田中学校</u> <u>山陽小野田市立竜王中学校</u> <u>山陽小野田市立厚狭中学校</u> <u>山陽小野田市立埴生小中一貫校</u>	<u>1 1 0 円</u>	
サブ アリーナ	全面	<u>山陽小野田市立高千帆中学校</u> <u>山陽小野田市立小野田中学校</u> <u>山陽小野田市立竜王中学校</u>	<u>2 2 0 円</u>	
武道場	全面	<u>山陽小野田市立厚陽小中一貫校</u>	<u>1 1 0 円</u>	
剣道場	全面	<u>山陽小野田市立厚狭中学校</u>	<u>1 1 0 円</u>	
格技場	全面	<u>山陽小野田市立埴生小中一貫校</u>	<u>1 1 0 円</u>	
備考 <u>使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間に切り上げる。</u>				
備考 <u>1 建築物附属品その他の設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償させる。損害額は、市長が定める。</u> <u>2 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、時間区分帯の欄の使用料を徴収する。</u> <u>3 時間区分帯以外（1 時間につき）の欄の使用料は、午前 9 時前及び午後 1 0 時後の利用について適用する。この場合において、使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間に切り上げて徴収する。</u>				